

東和銀行インターネット支店取引規定

本規定は、お客様と東和銀行インターネット支店(以下「当店」といいます。)との間で、取引を行う場合の取扱いを定めたものです。本店と取引を行う場合は下記条項の他、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものとします。

第1条 適用範囲

1. お客様は本規定に基づき、インターネット専用口座を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。
 - (1) 総合口座取引(普通預金、定期預金、定期預金を担保とする当座貸越)
 - (2) 定期預金取引
 - (3) 投資信託取引
 - (4) その他当行所定の取引
2. 第1条第1項各号の取引は、本規程のほか、別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。
3. 本店で提供する取引内容、サービス内容、金利、手数料等は当行所定のものとし、本店以外の当行本支店と異なる場合があります。

第2条 取引の開始

1. 本店と取引を行うことができるお客様は、日本国内に居住する満20歳以上の個人の方に限らせていただきます。
2. 本店との取引は、お客様が本規定を承認し、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ必要書類を添えてお申し込みになり、当行がこれを受領し不備が無いことを確認できた場合に、取引を開始することができるものとします。ただし、本店の審査に基づき取引をお断りする場合があります。
3. 本店との取引開始に際しては、第1条に定める普通預金口座を開設のうえ、普通預金に対してキャッシュカードを発行いたします。また、東和銀行ダイレクトサービスを必ず申し込むものとし、取引に関し作成された口座は全て東和銀行ダイレクトサービスの本人口座として利用登録されます。
4. 前項以外の取引は、当行所定の方法によるお申し込みにより取引を開始するものとします。
5. 総合口座の開設は、お客様お一人につき一口座とします。また、口座開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続きによります。
6. 本店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより、本店と取引を開始することはできません。また、本店の取引を本店以外に変更することはできません。

第3条 お届印

1. 本店と普通預金取引を開始する際には、取引に使用する印章(以下「お届け印」といいます。)により印鑑を届け出てください。印鑑はお客様お一人につき一つのみお届けいただくものとし、本店における取引において共通とします。
2. 取引において各種申込書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. お届印を失った場合、または変更される場合は、直ちに本店へ通知するとともに、当行所定の手続きを行ってください。

第4条 本店との取引方法

1. お客様は本規定に基づき、次の方法で本店と取引を行うことができます。なお、原則として本店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
 - (1) 東和銀行ダイレクトサービスによる取引
 - ① インターネットを通じたパーソナルコンピュータ等の端末機による取引(以下「インターネットバンキング」といいます。)
 - ② 携帯電話回線およびインターネットを通じたモバイル機器(情報提供サービス対応携帯電話機を含みます。)等による取引(以下「モバイルバンキング」といいます。)
 - (2) 当行本支店の現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)および当行と提携している金融機関等の現金自動預払機・現金自動支払機(以下「ATM・CD」といいます。)による普通預金取引
 - (3) その他当行が定めた方法による取引

2. 各取引方法において、当店で取扱う商品・業務等は当行所定のものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとし、また、当行本支店の窓口で取扱う取引の種類・業務と異なる場合があります。

第5条 個人情報の取扱

1. 当行は、お客様の個人情報を当行ホームページに掲載している個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)の通り、関係法令を遵守して適切に取り扱います。
2. 当店との取引に際してお客様から得た個人情報は、当行ホームページに掲載している当行所定の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。当行とお取引を開始するにあたっては、必ず、当該利用目的をご確認ください。

第6条 証券類の受入の禁止等

当店は、手形、小切手等の発行はいたしません。また、預金口座には、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券類の受入はできません。

第7条 代理人カードの取扱い

当店は、第1条に定める普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

第8条 マル優の取扱い

当店は、少額貯蓄非課税制度(マル優)のお取扱いはいたしません。

第9条 定期預金の取扱い

1. 当店で取扱う定期預金は、原則として満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合は、当行所定の中途解約利率を適用します。また、当行所定の本人確認をさせていただきます。
2. 定期預金の払出元利金は、当店のご本人名義の総合口座普通預金へ入金いたします。
3. 元金の一部を解約することはできません。

第10条 投資信託の取扱い

1. 当店で投資信託口座を開設できるのは、申込み時点の満年齢が20歳以上80歳未満の方とさせていただきます。
2. 投資信託口座の開設は、当行所定の方法により行うものとし、また、当行本支店で投資信託口座を開設済みのお客様は、当店で投資信託口座を開設できません。
3. 当店で開設した投資信託口座の指定預金口座は、当店の普通預金口座とします。
4. 当店で取扱う投資信託の銘柄、手数料等の条件は、当行所定のものとし、当店以外の当行本支店と異なる場合があります。
5. 一旦開設された投資信託口座は、当店の総合口座取引を解約するまで、原則として口座解約すること、および東和銀行ダイレクトサービスから口座登録を削除することはできません。

第11条 通帳・証書・残高証明書等

1. 当店では、通帳・定期預金証書の発行はいたしません。
2. 取引の残高証明書を必要とされる場合は、当行所定の方法により手続きが必要となりますので、当店にお申し出ください。なお、残高証明書発行にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。
3. 届出の住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当行は保管責任を負いません。延着した場合や到着しなかった場合等で当行の責に帰すことができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。

第12条 諸手数料

1. 諸手数料については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとし、
2. 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行所定のホームページに掲載することにより告知します。

第13条 商品・サービス等の変更

1. 当行は、当店で取扱う商品・サービス等をお客様に事前に通知することなく任意に変更することができるものとし、また、当該変更のために当行所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。

2. 前項については、原則として、当行所定のホームページに掲載することにより告知します。
3. 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第14条 届出事項の変更等

1. お届けの住所、氏名、電話番号、Eメールアドレス、お届け印等、当行への届出事項に変更があった場合には、当行所定の方法により、当行に届出るものとします。変更の届出は、当行の変更処理が完了した後に有効となります。変更処理が完了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客様に損害が生じても当行は責任を負わないことがあります。また、届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 届出の住所、氏名あてに送付した通知または送付書類が、未着として当行に返戻された場合、当行はお客様に事前に通知することなく、当店との全ての取引を直ちに停止または解約することができるものとします。
3. 当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。

第15条 喪失の届出

お届印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行所定の方法により届け出て下さい。お届印、キャッシュカード等の紛失を当行へ連絡する以前に生じた損害については、当行は責任を負わないことがあります。

第16条 通知および告知方法

1. 当行からお客様への各種通知および告知は、当行所定のホームページへの掲示、届出の住所、氏名への郵送、届出のEメールアドレスへのEメール送信等により行います。
2. 当行が届出の住所、氏名、Eメールアドレス等に各種通知および告知を行った場合は、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第17条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
3. 前2項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
4. 前1項から3項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条 解約

1. お客様が、当店の総合口座を解約する場合には、当行所定の方法により解約するものとし、同時に当店における全ての取引を解約する必要があります。当行所定の解約請求書にお届印により記名押印して、振込依頼書とともに当店へ郵送してください。ただし、本条第4項の振込手数料について解約時の返還金等から差し引きできない場合、または未払いの手数料等がある場合等は、即時に解約できないことがあります。
2. 当店の普通預金取引を残したまま、キャッシュカードのみの解約、東和銀行ダイレクトサービスのみを解約することはできません。
3. お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行はお客様に事前に通知することなく、当店との全ての取引を直ちに停止または解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - (1) お客様が本規定、その他の当行が定めた各規定に違反したとき
 - (2) 当行に支払うべき諸手数料の支払がなかったとき
 - (3) 住所・連絡先変更の届出変更を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により当行にお客様の所在が不明となったとき
 - (4) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - (5) 成年後見制度利用者となったとき
 - (6) 当行に虚偽の申告をしたとき
 - (7) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座等の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - (8) 預金口座等が公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき

(9)口座開設後、初回入金等が1年間なかったとき

(10)非居住者と判明したとき

(11)東和銀行ダイレクトサービスの暗証番号等の通知書が郵便不着、受取拒否等により当行に返却されたとき

(12)本サービスがお客様の事業用に利用されたとき

(13)前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じたとき

4. 解約時にお客様への返還金等がある場合は、お客様が指定するお客様名義の当行本支店または当行以外の金融機関へ当行所定の振込手数料を差し引いたうえ、振り込むものとします。また、お客様に対する貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。

5. 当店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。

第19条 免責事項

次の事由により当店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負わないことがあります。

1. 当行所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合
2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合
3. 当行および金融機関の共同システムの運営体が、相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合
4. 当行および金融機関の共同システムの運営体が、相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客様情報が漏洩した場合
5. 申込書類等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故等があった場合
6. お客様が各種届出事項の変更を怠った場合

第20条 譲渡・質入れの禁止

普通預金、定期預金、その他当店との取引に基づくいっさいのお客様の権利は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定、または第三者に利用させることはできません。

第21条 規定の準用

1. 当店との取引において、本規定に定めのない事項については、「東和銀行ダイレクトサービス」ご利用規定、当行が定めた各種預金規定、カード規定、振込規定等すべての規定により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第22条 規定の変更

1. 当行は本規定の内容をお客様に事前に通知することなく任意に変更することができるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。内容を変更する場合、当行は変更後の内容を当行所定のホームページに掲示することにより告知します。
2. 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 変更後の規定を必要とする場合は、当店に請求してください。

第23条 準拠法および管轄裁判所

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上